

令和 7 (2025)年度市町窓口DX伴走支援公募型プロポーザルに関する質問回答

栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課

No	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 4 プロポーザル実施の手続 (5) 企画提案書の提出	企画提案書は任意様式とありますが、ページ数制限等は無いですでしょうか。	ページ数の制限はありません。
2	仕様書 4.業務内容 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 ア.対象とする業務について	「業務の詳細や下記（イ）の対象業務については、契約締結後に支援対象市町の事務所管部門に受託者がヒアリングするものとする。」 とございますが、（ア）の業務についてはどのような情報を共有いただけますでしょうか。	契約締結後、受託者様が道路台帳閲覧手続に関する業務の詳細（業務フロー、課題、オンライン化の可否など）を、所管部門に対してヒアリングをしていただくことを想定しています。
3	仕様書 4.業務内容 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 ア.対象とする業務について	「業務の詳細や下記（イ）の対象業務については、契約締結後に支援対象市町の事務所管部門に受託者がヒアリングするものとする。」 「（イ）その他住民からの申請が発生する業務 3 業務程」について、候補となりうる業務に関する情報はどの程度揃っている状況でしょうか。	住民からの申請が発生する業務について、具体的な業務所管等想定はしていないものの、申請者が野木町役場に赴き、紙を用いて申請を行っている手続きが含まれる業務を想定しています。
4	仕様書 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 ア.対象とする業務について	「（イ）その他住民からの申請が発生する業務3業務程度」 について、野木町様の出張所についても対象になりますでしょうか。	本業務においては出張所は対象としていません。
5	仕様書 4.業務内容 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 イ.具体的な支援内容について (カ) 改善施策の実行支援	「改善のために新たなシステムやツールが必要になる場合には」 とございますが、対象の自治体様で活用されている既存デジタルツールについて、ツール名等ご教授いただけますでしょうか。	・書かない窓口システム ・行かない窓口システム ・AI自動文字起こしシステム を導入しています。
6	仕様書 4.業務内容 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 エ 支援体制について	「支援対象市町に赴き、現地で支援することを原則とする。ただし、ワーキンググループ開催のための事前打ち合わせ等については、この限りではない。」 とございますが、現地での支援について、「現地訪問＋オンライン」などのハイブリット対応をしても問題ないでしょうか。	問題ありません。

No	該当箇所	質問内容	回答
7	仕様書 4.業務内容 (1)BPRの手法を用いたDXの伴走支援 エ 支援体制について	「支援対象市町に導入されているシステムの技術的な支援に関しては、事業連携や再委託等で他の事業者にも協力を仰ぐことを可とする。」 とございますが、受託者がスキルを有しないデジタルツールがある場合、サービスの仕様/機能の共有や簡単なレクチャーを実施していただくことは可能でしょうか。	野木町が利用している既存のデジタルツールについては利用者の使用範囲内での情報共有は可能ですが、技術的な内容に関しては、受託者様において当該デジタルツールを保有する企業様に対して協力を依頼していただくことを想定しています。
8	仕様書 4 業務内容 (2) DX 推進のための支援プロセス/作成ストーリーのモデル化及び周知 イ 周知について	周知を行う会場等の手配は事業者にて実施し、その費用も本委託事業の契約金額内で調整するという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。なお、開催場所については、契約締結後に受託者と県との協議により決定することを想定しています。また、会場としては県及び市町の施設を利用することも可能です（ただし、予約状況によりご希望に添えない場合がございます）。
9	仕様書 4.業務内容 (2) DX 推進のための支援プロセス/作成ストーリーのモデル化及び周知 イ 周知について	「本委託事業の支援を周知できる場を最大3箇所設けること。なお、開催する場所は県内市町が参加しやすい場所とすること。」 とございますが、開催場所は受託者からの提案を想定しておりますでしょうか。栃木県庁様からお貸しいただける開催候補地がございましたらご教示いただければと思います。また、オンラインでの周知対応等は許容されますでしょうか。	開催場所については、契約締結後に受託者と県との協議により決定することを想定しています。なお、会場としては県及び市町の施設を利用することも可能です（ただし、予約状況によりご希望に添えない場合がございます）。 全体企画については県と受託者で協議のうえ行うことを想定しています。また、周知は県が主体となり、参加者管理については受託者が主体となつて行うことを想定しています。
10	仕様書 4.業務内容 (2) DX 推進のための支援プロセス/作成ストーリーのモデル化及び周知 イ 周知について	「本委託事業の支援を周知できる場を最大3箇所設けること。なお、開催する場所は県内市町が参加しやすい場所とすること。」 とございますが、会議体をイメージされていますでしょうか。また、開催に向けた周知・全体企画・参加者管理等の運営は受注者の実施対象になりますでしょうか。	市町のシステム所管課や窓口業務所管課等を対象に、今回作成した資料の県内市町への説明を行い、併せてそれに係る質疑応答にも対応していただくことを想定しています。 全体企画については県と受託者で協議のうえ行うことを想定しています。また、周知は県が主体となり、参加者管理については受託者が主体となつて行うことを想定しています。
11	仕様書 6.成果品等の作成提出 (1) 提出物	中間報告書の提出は必要でしょうか。また、必要な場合、想定時期についてご教示いただけますと幸いです。	中間報告書の提出については、不要です。 進捗状況については6 成果品等の作成、提出（1）アに記載のとおり、4（1）ウ（イ）、（オ）で随時報告いただくことにより確認していきます。